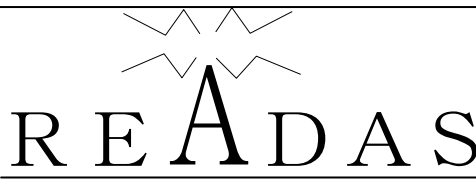


第 4832 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 10月 11日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 打切支給の退職金の取扱い

Q：当社では、退職金規程の見直しを検討していますが、この場合、改定に伴って旧制度に基づく退職金を支給する場合、どのように取り扱われますか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

退職金規程を見直すということですが、所得税では、引き続き勤務する役員又は使用人に対し退職手当等として一時に支払われる給与のうち、次に掲げるものでその給与が支払われた後に支払われる退職手当等の計算上その給与の計算の基礎となった勤続期間を一切加味しない条件の下に支払われるものは、退職手当等とするとしています。

○新たに退職給与規程を制定し、又は中小企業退職金共済制度若しくは確定拠出年金制度への移行等相当の理由により従来の退職給与規程を改正した場合において、使用人に対し当該制定又は改正前の勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与

注1. 上記の取扱いは、合理的な理由による退職金制度の実質的改変により精算の必要から支払われるものに限られますので、例えば、使用人の選択によって支払われるものには、この取扱いは適用されません。

注2. 使用者が上記の給与を未払金等として計上した場合には、その給与は現に支払われる時の退職手当等となります。

したがって、その退職金がこの要件を満たす場合には、退職所得として取り扱われることとなります。

